

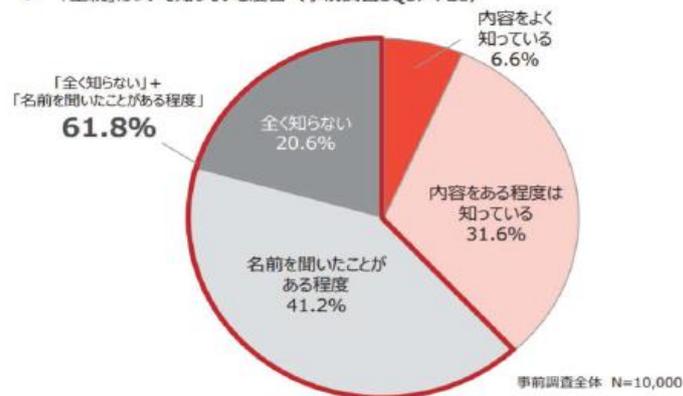
【 全て子供に温もりのある家庭を 】

日本財団の里親意向調査（2017年11月）

① 里親の認知度

- 「全く知らない」「名前を聞いたことがある程度」 61.8%

- 「里親」について知っている割合（事前調査SQ3/P28）



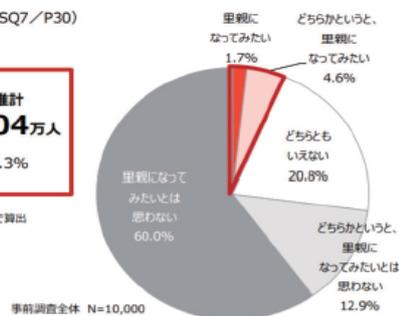
③ 里親潜在候補者の数

- 全国では6.3%が「里親になってみたい」「どちらかというとも里親になってみたい」と回答。
- 20代～60代の男女人口で算出すると、推計504万人

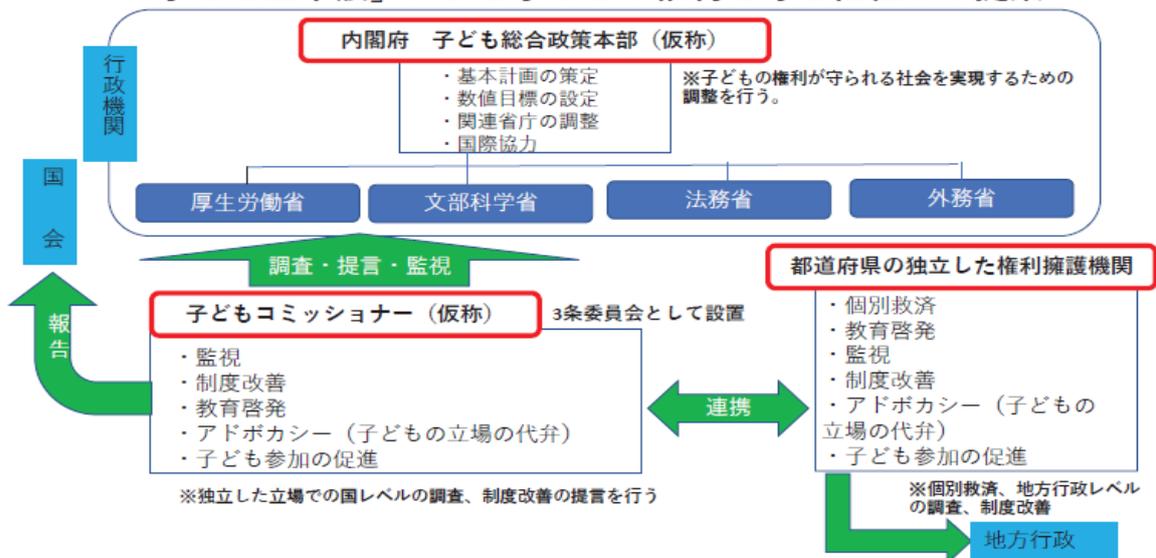
- 里親になってみたいと思う割合（事前調査SQ7/P30）



※推計元は、平成27年国勢調査のデータを用いた
※20代～60代の男女総人口（およそ8000万人）で算出



「子ども基本法」による子どもの権利を守る仕組みの提案



里親制度の概要

- 里親制度は、児童福祉法第27条第1項第3号の規定に基づき、児童相談所が要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童）の養育を委託する制度であり、その推進を図るため、
 - ・平成14年度に親族里親、専門里親を創設
 - ・平成20年の児童福祉法改正で、「養育里親」と「養子縁組を希望する里親」とを制度上区分
 - ・平成21年度から、養育里親と専門里親について、研修を義務化
 - ・平成29年度から、里親の新規開拓から委託児童の自立支援までの一貫した里親支援を都道府県（児童相談所）の業務として位置付けるとともに、養子縁組里親を法定化し、研修を義務化

種類	養育里親	専門里親	養子縁組里親	親族里親
対象児童	要保護児童	次に挙げる要保護児童のうち、都道府県知事はその養育に関し特に支援が必要と認めたもの ①児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童 ②非行等の問題を有する児童 ③身体障害、知的障害又は精神障害がある児童	要保護児童	次の要件に該当する要保護児童 ①当該親族里親に扶養義務のある児童 ②児童の両親その他当該児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、入院等の状態となったことにより、これらの者により、養育が期待できないこと
登録里親数	11,853世帯	715世帯	5,619世帯	610世帯
委託里親数	3,774世帯	171世帯	353世帯	565世帯
委託児童数	4,621人	206人	384人	808人

※里親数・児童数は福祉行政報告例（令和3年3月末現在）

里親に支給される手当等

※令和4年度単価

里親手当 養育里親 90,000円（2人目以降：90,000円）
（月額） 専門里親 141,000円（2人目：141,000円）

※令和2年度から2人目以降の手当額を増額

一般生活費（食費、被服費等。1人当たり月額）乳児 60,390円、乳児以外 52,370円

その他（幼稚園費、教育費、入進学支度金、就職支度費、大学進学等支度費、医療費、通院費等）

愛着理論 (Attachment Theory)

- 「愛着行動とは、子どもが不安な時に、親や身近にいる信頼できる人に訴え、甘え、安心しようとする行動」
- 「訴えや要求に対する応答が密な程、安定した愛着が形成され、小児期以降に安定した対人関係の礎となる。」
- ➡ 子どもの健全な発育は、特定の大人との愛着形成の下で実現。

英国の児童精神分析者ジョン・ボウルビィ(1907-1990)が提唱。